

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び」を「並びに」に改め、「法律第 37 号）」の次に「及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

本市職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。